

北海道地域防災計画の修正の概要について

(本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編)

1 北海道地域防災計画について

「北海道地域防災計画」は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

【北海道地域防災計画の構成】

本 編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護 等

地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 等

原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

2 計画修正の趣旨

避難勧告及び避難指示の一本化等の災害対策基本法の改正や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正など、国の各種制度改正をはじめ、防災訓練の実施結果などを反映させ、所要の修正を行う。

3 主な修正の概要

(1) 本編

【第1章 総則】

- 計画推進にあたっての基本となる事項として、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底について追記（第3節）

【第3章 防災組織】

- 災害対策本部等の設置基準について、災害発生のおそれがある段階での設置を追加（第1節）。

【第4章 災害予防計画】

- 避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し（各節）
- 感染症の自宅療養者等の被災に備えた対応について追記（第6節）
- 市町村が作成する要配慮者の個別避難計画に関する記述の追記（第7節）

【第5章 災害応急対策計画】

- 避難情報を見直しに伴う、警戒レベルに応じたとるべき行動の修正（第4節）
- 避難所が不足する場合には国等が所有する研修施設等も活用し可能な限り多くの避難所を開設するとともに、多様な手段を活用して周知すべきことを追記（第4節）
- 避難所における女性や子供等の安全への配慮、感染症対策について追記（第4節）
- 広域避難に関する道、市町村の役割等を追記（第4節）

【第9章 事故災害対策計画】

- 道において、大規模停電に備えて重要施設等をリスト化、発生時には電源車等の配備先を決定することについて追記（第8節）

(2) 地震・津波防災計画編

- 本編と同内容の記載箇所について、同様に修正
- 太平洋沿岸の津波浸水想定設定を踏まえた修正

(3) 原子力防災計画編

- 避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し（各章）※本編に同じ
- PAZ（原発から半径 30km 圏）において、一般住民に先立ち、施設敷地緊急事態の段階で避難を要する施設敷地緊急事態要避難者に関し、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等については、全てその対象とする修正（第2章第3節）
- 外国人を含む観光客等の安全確保に係る規定の新設（第2章第5節、第3章第5節）